

平成22年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況

平成24年1月16日

1 概要

平成21年4月に施行された改正児童福祉法により、施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県市等が公表する制度の等が法定化された（被措置児童虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は別紙の参考1及び参考2を参照）。

「被措置児童等虐待」とは、施設職員等が、入所等している児童について、

- ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと
- ④ 著しい心理的外傷を与えること

と定義されている（児童福祉法第33条の10）。

今般、全国47都道府県、19指定都市及び3児童相談所設置市（69都道府県市）を対象に、平成22年度中に通告・届出があった被措置児童等虐待に関する事例について、その届出・通告等の状況、それに関する調査等の状況についてとりまとめたところ、以下の通りであった。

- 平成22年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数総数は176件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は39件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が27件（69.2%）、「里親・ファミリーホーム」が8件（20.5%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が23件（59.0%）、「性的虐待」が9件（23.1%）、「心理的虐待」が4件（10.2%）、「ネグレクト」が3件（7.7%）であった。
- 虐待を受けた児童の性別は、「男」が67.0%、「女」が33.0%であり、就学等の状況は、「小学生」が46人（44.7%）、「中学生」が25人（24.3%）、「未就学児童」が20人（19.4%）、「高校生」が12人（11.6%）であった。

〔参考〕 平成21年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数総数は214件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は59件であった。〕

2 平成22年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

- ① 平成22年度に全国の69都道府県市で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告の受理件数は176件であり、届出・通告者総数は186人であった。
- ② 届出・通告者の内訳は、「児童本人」が46人(24.8%)、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が48人(25.9%)、「児童本人以外の被措置児童等」が26人(14.0%)、「家族・親戚」が25人(13.4%)等であった。

(単位：人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員、受託里親	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	46	26	25	48	3	6	0	3	9	3	13	4	186
構成割合	24.8	14.0	13.4	25.9	1.6	3.2	0.0	1.6	4.8	1.6	7.0	2.1	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数176件と一致しない。

③ 届出・通告先

届出・通告先別件数では、「児童相談所」が110件(62.5%)、「都道府県市の担当部署」が63件(35.8%)等であった。

(単位：件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	110	63	0	2	1	176
構成割合	62.5	35.8	0.0	1.1	0.6	100.0

(2) 事実確認調査の状況

届出・通告のあった事例176件のうち、「事実確認調査を行った事例」は165件(93.8%)で、そのうち「被措置児童等虐待の事実があったと認められた事例」は39件(22.2%)であった。

(単位：件、%)

	事実確認を行った事例				不事虐待 要実確 と判認 断は 査く	そ の 他 の 事 例	合 計
	認虐 め待 らの れ事 た実 が	か認 つめ たらの れ事 な実 が	か判 つ断 たに 至事 ら実 なの	小 計			
件数	39	113	13	165	11	0	176
構成割合	22.2	64.2	7.4	93.8	6.3	0.0	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市が被措置児童等虐待の事実があったと認めた事例39件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

施設等種別の内訳は、「児童養護施設」が27件(69.2%)、「里親・ファミリーホーム」が8件(20.5%)等であった。

(単位：件、%)

	社会的養護関係施設				リ 里 親 ・ ホ ー ム ・ フ ァ ミ	施 知 的 障 害 児	一 児 時 童 保 相 談 所	合 計
	乳 児 院	施 児 設 童 養 護	療 児 施 短 期 治 害	支 児 援 童 施 自 立				
件数	0	27	0	1	8	1	2	39
構成割合	0.0	69.2	0.0	2.6	20.5	2.6	5.1	100.0

② 都道府県市別

69都道府県市中、23都道府県市で虐待の事実が認められた。

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	3	東京都	9	滋賀県	3	香川県	1
青森県		神奈川県	5	京都府	1	愛媛県	1
岩手県		新潟県	1	大阪府		高知県	
宮城県		富山県	1	兵庫県		福岡県	
秋田県		石川県		奈良県		佐賀県	
山形県		福井県		和歌山県		長崎県	
福島県		山梨県		鳥取県	1	熊本県	1
茨城県	1	長野県	1	島根県	1	大分県	
栃木県		岐阜県	1	岡山県	2	宮崎県	
群馬県		静岡県	1	広島県		鹿児島県	
埼玉県	2	愛知県		山口県		沖縄県	3
千葉県		三重県		徳島県		国立	
						合計	39

※ 指定都市及び児童相談所設置市の件数については、当該市の所在する都道府県に計上している。

③ 虐待の種別・類型

被措置児童等虐待の種別・類型は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別・類型と重複がある場合は虐待の主なもののみを集計した。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	23	3	4	9	39
構成割合	59.0	7.7	10.2	23.1	100.0

④ 児童の状況

被措置児童等虐待の事実が認められた39件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、39件の事例に対し、児童の総数は103人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	合計
人数	69	34	103
構成割合	67.0	33.0	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	5	47	33	18	103
構成割合	4.8	45.7	32.0	17.5	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就園前・ 保育所・ 幼稚園	小学校 等	中学校 等	高等学校 等	大学・ 短大等	無職	合計
人数	20	46	25	12	0	0	103
構成割合	19.4	44.7	24.3	11.6	0.0	0.0	100.0

⑤ 職員等の状況について

被措置児童等虐待の事実が認められた39件の事例について、職員等の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し職員等が複数の場合があるため、39件の事例に対し、職員等の総数は64人であった。

ア 職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	14	16	15	11	8	64
構成割合	21.9	25.0	23.4	17.2	12.5	100.0

イ 職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	合計
人数	31	11	14	5	3	64
構成割合	48.4	17.2	21.9	7.8	4.7	100.0

(4) 虐待の事実が確認された事例への対応について

被措置児童等虐待が確認された39件の事例について、各都道府県市が行った対応は、「児童福祉法第30条の2に基づく指示又は報告徴収」が26回、「児童福祉法第46条第1項に基づく報告徴収・立入検査等」が23回、「児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告」が4件であった。

また、施設からは22件の改善計画の提出があった。

これらの虐待事例については、以下のような対応が行われている。

① 施設等への対応例

虐待の状況を踏まえた組織への指導のほか、再発防止に向けた研修の実施や関係機関との連携の強化、運営体制の見直しなどが行われている。

- ・運営委員会の設置、チームとしての支援、職員へのスーパーバイズ機能の強化、支援スキル向上のための研修の実施。
- ・施設内虐待の問題を組織全体で共有化し、職員が問題意識を深めるとともに、自身の支援を振り返るチェック表などを活用するなど、再発防止に向けた取組を実施。
- ・子どもの権利擁護や職員のメンタルヘルスに関する職員研修、他施設への交流研修を実施。また、幹部職員が各寮の勤務に入り、各寮の状況把握と寮職員のフォローを実施。
- ・施設内虐待の要因及び再発防止策に関する聞き取り調査を実施。また、発生要因を踏まえて、施設職員に対して虐待防止のため、計画的かつ継続的な研修等を実施。

② 虐待を行った職員等への対応例

虐待を行った職員等への対応については、個別指導や研修の実施、事案に応じた処分などが行われている。

(施設等)

- ・当日の対応の振り返りをさせ、検証による再発防止策を検討させた。
- ・配置替えによる担当ホームの異動を行った。
- ・事案に応じて、処分や自主退職など。
- ・全職員に対して処分を報告し、指導方法として体罰が適切でないことを再確認し、体罰によらない支援のあり方を検討。

(里親等)

- ・児童相談所が中心となり、里親家庭に対して、体罰による養育を行わないよう指導。
- ・事案に応じて、委託解除や里親登録の抹消など。

③ 子どもへの対応例

虐待を受けた子どもへの対応として、速やかに関係職員らからの謝罪を行うとともに、当該施設等からの一時保護の実施や措置変更、児童心理司等からの継続的な個別ケア等が行われている。

- ・被害児童に謝罪するとともに、児童自身の暴力性への対応については、受容力のある職員を当該児童の担当とし、個別的なケアに努めた。
- ・施設長と当該職員から児童に謝罪し、施設内で生活の場を変更した。
- ・施設の心理療法担当職員を中心に変化や様子について定期的に確認し、日常の支援に生かした。
- ・児童の意向に沿い、事情を聞いた後、在宅支援を前提に家庭復帰。
- ・個別面接やケース会議の開催。
- ・児童福祉司による面接、児童心理司による心理療法等の支援を継続。

(別紙) 虐待として報告のあった事案

【身体的虐待】

- ・施設で2名の児童間で喧嘩となり、暴力を振るって興奮している児童に対して、仲裁に入った職員が頬を叩いた。打撲有り。〔児童養護施設〕
- ・児童に対し指導を行っていたところ、職員に対して殴る蹴る等の暴力が始まったため、職員が平手で児童を叩いた。〔児童養護施設〕
- ・児童の度重なる問題行動を口頭で指導していた際に、本児が言葉に耳をかさず、横柄な態度をとったため、職員が児童の左ほほを平手で1回殴打した。〔児童養護施設〕
- ・禁止していたにもかかわらず学校行事の打ち上げに参加していた児童を職員がを見つけ、頭を何発か叩いた。口唇から出血有り。〔児童養護施設〕
- ・興奮して暴れる児童を指導しようとした際、職員数名で抑えるが、暴力が収まらないため、本児が落ち着くまで手足をガムテープやビニールヒモで拘束した。〔児童養護施設〕
- ・施設での勉強の際、平手やノートで児童の頬や頭を叩くといった行為が複数回あった。また、行儀の悪さなどを指導する際に、児童に対して怒鳴ったり、馬鹿にするような言い方をした。〔児童養護施設〕
- ・学校における児童の暴言等について指導していたが、当該児童に「殺すぞ」と言われ、職員が頬を叩いた。〔児童養護施設〕
- ・朝から愚図る児童を職員があやしたりしていたが、激しく泣き出したため、落ち着きを失った職員が、本児の頭部を叩き、手が児童の左目の下にかかり傷を作った。〔児童養護施設〕
- ・入所中の兄妹に対して、職員の言うことを聞かないときに、怒鳴って威圧したり、児童が座っている椅子を蹴飛ばすなどした。〔児童養護施設〕
- ・職員が8名の児童に対して、髪の毛や腕をつかんで引っ張ったりした。そのうち2名の児童については、頬を叩き鼻から出血させ、物で頭を叩きこぶができた。〔児童養護施設〕
- ・児童の行動を注意した際、反抗的な態度をとったため、児童の腕をつかんで平手で頬を2度叩き、「出て行け」と言った。本児は無断外出したが、同日のうちに保護された。〔児童養護施設〕
- ・児童に衣服の件で指導をする際、反抗的な言動であったため、職員が頬を平手で2回叩き、ハサミの刃を児童のあごにあて、軽く叩いた。当該職員は過去にも、他の児童に不適切な言動があった。〔児童養護施設〕
- ・部屋を片付けない児童Aの頭をゲンコツで叩いた。また、他人の持ち物を壊したとして、児童Bの身体を平手で、頭部を木の棒で叩き、こぶができた。昆虫への水やり当番を忘れたため、児童Cの頭をゲンコツで叩いた。〔児童養護施設〕
- ・帰園が遅かったことを理由に、職員が児童Aの髪を引っ張り、児童Bの頭を平手で1回叩いた。翌日、児童Aを別の件で職員が指導する際、平手で頬を叩いた。また、就寝時刻が遅い児童Cに対し、平手で頭を叩き、髪を引っ張った。〔児童養護施設〕

- ・担当児童福祉司との面接を設定していた日にもかかわらず児童が外出しようとしたため、職員ともみ合いとなった。暴力等により抵抗した児童を抑えるため、止むを得ず、職員が両足を縛った。〔児童養護施設〕
- ・児童が遊んでいた際、ビー玉が職員の顔に当たってしまい、職員が本児の腕を引っ張って、投げ飛ばした。また、他の児童は、九九が言えなかったとして、当該職員から首を絞められた。〔児童養護施設〕
- ・他の児童とともに万引きを行った児童に対して、施設長の命令により、職員3名が抵抗する児童を抑え、頭髪をバリカンで刈った。〔児童養護施設〕
- ・前日から問題を起こしていた児童Aに対し、女性職員が指導の際、顔面を叩いた。男性職員が児童Bに対し、指導の際叩いた。また同男性職員が就寝時に児童Cを指導する際、踏みつける行為（振り）をした。〔児童養護施設〕
- ・就寝時に騒ぐのを止めない3名の男児に対して、口頭で注意したがやめなかったため、職員が3名の児童の頭を拳で叩いた。〔児童自立支援施設〕
- ・親族里親である伯父が、宿題をやらず、言うことをきかない児童に対し、顔、背中を拳で数回殴った。目の下にあざ有り。〔里親〕
- ・児童が25歳の男性と交際していることや帰宅が遅いことなどに対し、里父が自宅にて平手や拳で叩き、髪の毛を引っ張る、あごをつかむなどし、怒鳴りながらしかった。首の後ろに殴られた痕等有り。〔里親〕
- ・里親に委託されている児童が行き先も告げずに遊びに行くことが何度もあったため、本児を発見した里父が本児を殴り、児童は口の中を切り、多少出血した。また他の委託児童に対して、言葉で言ってもわからない時は、お尻を叩くこと等があった。〔里親〕
- ・決まりごとを守らない児童に対し、職員が児童の顔を叩き、あざができた。また、就寝時間を過ぎてトイレから戻らなかった児童に対しライターの火を見せて「（部屋に戻らないと）火傷するぞ」と脅した。〔知的障害児施設〕

【性的虐待】

- ・男性職員が女児の了解を得ないで、女児が着替えている部屋のドアを開けた（閉めてと求めても、すぐに閉めなかった）。〔児童養護施設〕
- ・寮で暮らす幼稚園児や小学校低学年の男児ら（14名）を夜寝かしつけたり遊んでいた際、職員が、下腹部を触るなどの行為を繰り返していた。〔児童養護施設〕
- ・17歳女児のアルバイト先に職員が車で個人的に迎えに来て、施設近くまで送った際、男性職員が「触っていいか」と不適切な言葉をかけた。また、本児は当該職員から携帯電話の提供を受けていた。〔児童養護施設〕
- ・17歳男児の求めに応じ、女性職員が金銭を渡してしまった。また、当該児童の求めに応じ、みだらな行為を行った。〔児童養護施設〕
- ・深夜、児童居室において、女性職員が17歳男児に性的な行為を行った。〔児童養護施設〕
- ・施設からのホームステイ事業として里親宅に滞在していた女児Aより、里父から胸を触られた等の訴えがあった。また、当該里親への委託女児Bも、里父から身体を触られた

等の証言があった。委託女兒Cは叩かれて、臀部に青あざ有り。委託女兒Dは、里父から里母へのDVを目撃したと証言。〔里親〕

- ・18歳女兒に対し、養育に関わっていない同居の実子（男性）が性的な行為を行った。〔ファミリーホーム〕
- ・宿直担当の男性非常勤指導員が、居室で就寝しようとして横になっていた男児Aの下腹部を触る等した。また、男児Bや男児Cにも同様の行為を行った。〔児童相談所一時保護所〕
- ・深夜、男性非常勤指導員が、一時保護中の女兒に対し、所内で性的な行為を行った。また、同指導員が一時保護中の別の女兒に対し、所内で性的な行為を行った。児童福祉法違反で逮捕。〔児童相談所一時保護所〕

【ネグレクト】

- ・数年にわたり居室や風呂場等において、入所している児童間での性加害・性被害が行われたが、職員が適切に対応せず、加害児童の問題として捉え、施設職員の対応の問題と捉えていなかった。〔児童養護施設〕
- ・里親委託児童Aの体に複数のあざが有り。過去に受け入れていた児童B、Cについても、同居者からの暴力を見過していた。〔里親〕
- ・里親委託されている9歳女兒に対し、同じ里親に委託されている12歳男児が、身体を触ったり叩くなどの暴力を行っていた。また、両児童ともに、里親宅では入浴や衣服の着替えについて、十分な面倒がみられていなかった。〔里親〕

【心理的虐待】

- ・就寝前にうろうろしている児童を居室に戻す際、職員が腕を引っ張ったため、耳の後ろに擦過傷ができた。その後、興奮した児童が暴れたため、やめさせようとした際「親だったら、半殺しになる」と発言した。〔児童養護施設〕
- ・受験勉強に向けた指導中に、職員が「バカ」と言ったり、胸ぐらや首根っこをつかむなど威圧的な言動をした。〔児童養護施設〕
- ・職員が、スリッパで児童を叩くようなまねをしたり、スリッパを壁に叩きつけて脅すような威圧的な行為が日常的にあった。他の児童からの聴き取りの結果、頭やお尻を叩かれたなどの訴えもあった。〔児童養護施設〕
- ・指しゃぶりが治らない児童に対し、養育補助者が指の壊死画像を見せ、「指を切ることができる」と言いながら、はさみを見せた。また、別の児童もその場面を目撃した。〔ファミリーホーム〕

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第 33 条の 10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前 2 号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第 33 条の 11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第 33 条の 12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第 33 条の 14 第 1 項若しくは第 2 項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第 6 条第 1 項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 1 項の規定に

よる通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（秘密保持義務）

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（被措置児童等の状況把握等）

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第1項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県児童福祉審議会）

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道

府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

- 3 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- 4 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

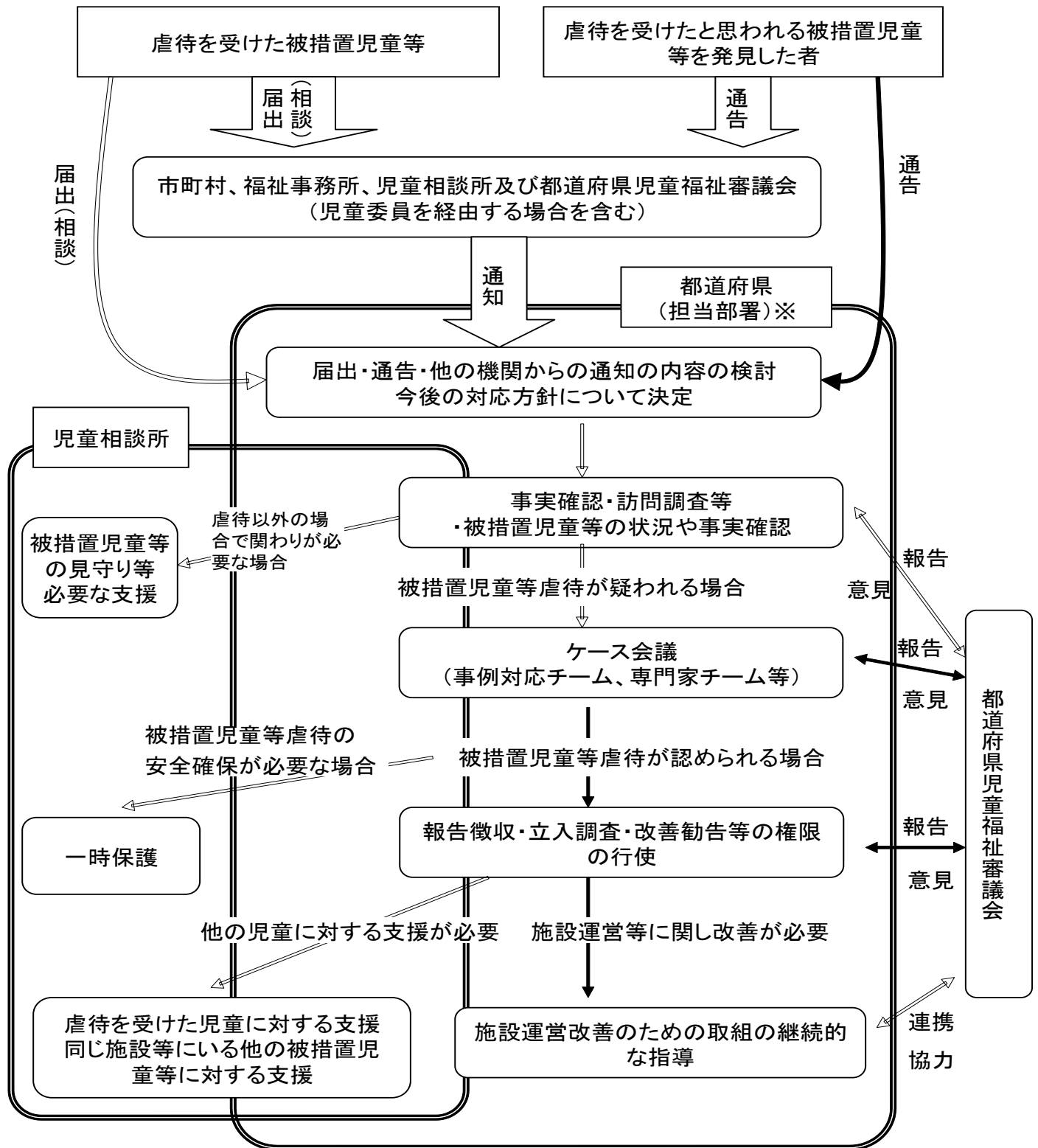
第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。